

岐阜県

避難所運営ガイドライン
「感染症対策編」

令和7年3月

岐阜県

目次

1. 事前対策

1-1	住民への広報	-----	P	1
1-2	資機材の備蓄	-----	P	1
	① 資機材の準備			
	② 備蓄品の拡充			
1-3	避難所不足への対応	-----	P	2
1-4	避難所のレイアウト作成	-----	P	2
1-5	発熱や体調不良のある方への対応	-----	P	3
1-6	感染者が確認された場合の検討	-----	P	3
1-7	避難所の設営に係る役割分担	-----	P	3
1-8	避難所運営マニュアルの作成や訓練	-----	P	3

2. 初動期の対応（発災後24時間）

2-1	居住スペース、専用スペースの設置	-----	P	4
2-2	事前受付の設置	-----	P	4

3. 展開期以降の対応

3-1	運営の留意点	-----	P	6
	① 予防			
	② 感染者が確認された場合			
	③ 長期の避難所生活への対応			
3-2	専用スペースにおける運営の留意点	-----	P	7

チェックリスト	-----	P	8	～	P	15
---------	-------	---	---	---	---	----

（裏面に続く）

(様式)

【様式 2】 避難所受付時に提出する避難者カード ----- (P 1)

【様式 1 5】 健康状態チェックカード(例) ----- (P 2)

【様式 1 6】 体調チェック表(例) ----- (P 3)

(資料)

【資料①】 住民へのチラシ(例) ----- (P 4)

【資料②】 避難所(体育館)のレイアウト(例) ----- (P 5)

【資料③】 学校における専用スペース運用(例) ----- (P 6)

【資料④】 事前受付のレイアウト(例) ----- (P 7)

【資料⑤】 物品支給のレイアウト(例) ----- (P 8)

【資料⑥】 居住スペース掲示(例) ----- (P 9)

【資料⑦】 避難所以外の分散避難者への対応 ----- (P 10)

【資料⑧】 車中避難への対応 ----- (P 12)

【参考資料】 岐阜県避難所運営ガイドライン「新型コロナウイルス感染症対策編 (R3.10)」

はじめに

令和2年4月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されるなど、新型コロナウイルス感染症の流行期においては、災害時に避難所を開設、運営をするにあたり、密閉、密集、密接の3つの密を避ける等、感染症対策の徹底が求められました。

令和5年5月8日には、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症へ引き下げられたものの、避難所は重症化リスクの高い高齢者等をはじめ、不特定多数の方が共同で生活をする場所であり、感染症への対策は引き続き必要であるといえます。

本ガイドラインは、コロナ禍で得た知見やノウハウを感染症流行時の対応に活かすことを目的に改編したものです。

また、今後新興感染症が発生した場合には、本ガイドラインを基礎資料としつつ、その時々医学的知見等を踏まえて弾力的にマニュアルの見直しや避難所運営の改善を行ってください。

第1章 事前対策

1-1 住民への広報

- ・住民が避難する前に準備、検討することを事前に周知【資料①】

- ・避難とは、難を避けること、つまり安全を確保することであり、まずは自宅の災害の危険性を確認し、自宅で居住が継続できる場合は自宅避難も検討
- ・避難所以外への避難を検討（親戚や友人の家、自宅における垂直避難等）
- ・マスクや石鹼(消毒液)、体温計、タオル、スリッパ、ビニール手袋等を用意
- ・服薬している薬や体調管理のためのサプリメント等を用意
- ・受付時の混雑を避けるため、受付時に記入する「避難者カード」を事前に記入【様式2】
- ・避難所に行く際はできるだけ（体調がすぐれない場合は必ず）マスクを着用し、「健康状態チェックカード」を記入し持参【様式15】
- ・避難所以外に避難する場合は、避難所等へ連絡するよう努める
- ・避難所は集団生活を行う場所であり、感染リスクもあることから、事前のワクチン接種を推奨

- ・避難所の感染症対策（こまめな手洗い、消毒、パーティションの設置等）の周知
- ・警戒レベルを基に早期避難を徹底するよう周知

1-2 資機材の備蓄

①資機材の準備

- ・受付時等に避難者の体温を測る非接触型の体温計やサーモグラフィ
- ・パーティションや間仕切り、簡易テント、段ボールベッド等

②備蓄品の拡充

- ・マスク、石鹼、アルコール消毒液、アルコール除菌ウェットティッシュ、ビニール手袋等

- ・マスクが確保できない場合、キッチンペーパーやタオル等の代用品
- ・手すり、ドアノブ等の共有部分に使用する消毒液
- ・避難所の区割りに使用するポールと養生テープ
- ・感染症発生に備えてゴーグル、ビニール手袋、防護服(代用品レインコート)

1-3 避難所不足への対応

- ・学校を避難所に行っている場合は、体育館のほか教室等の活用を検討
- ・指定避難所以外の施設として、高校、大学、専門学校、宿泊施設(旅館・ホテル)等の活用を検討
- ・要配慮者の避難先として、宿泊施設(旅館・ホテル)等の活用を検討
- ・各市町村内で避難所が不足する事態に備え、広域避難を検討
- ・避難所以外の分散避難者への対応を検討【資料⑦】

- ・住民が避難する前に準備検討することを事前に周知
- ・避難所開設の広報・安否確認
- ・食料・物資の配付や情報伝達
- ・健康管理の徹底

- ・車中泊は推奨しないが、車中泊が発生することを想定した対応を検討【資料⑧】

- ・駐車スペースの確保
- ・避難所開設の広報・安否確認
- ・食料・物資の配付や情報伝達
- ・健康管理の徹底

- ・必要に応じて県事務所等に相談

1-4 避難所のレイアウト作成【資料②】

- ・長期的な避難生活における避難者一人あたりの占有面積は、スフィア基準を参考に3.5㎡以上とすることが望ましい
- ・学校(体育館)を避難所に行っている場合、教室等を活用した「居住スペース」の分散化を検討

- ・トイレ、洗面所、洗濯場や携帯電話の充電場所等では、密集にならない運用が重要
- ・教室を活用する際は、机や椅子の移動、児童生徒の私物の扱い等の配慮が必要

- ・感染症の流行時においては、発熱や体調不良のある方を早期発見できるよう、必要に応じて避難所入口の外に「事前受付」を設置(事前受付を設置しない場合も、受付にて確実に発熱や体調不良のある方を確認)
- ・重度の発熱や体調不良のある方の「専用スペース」を設置。専用スペースは個室が望ましいが、教室等を活用する場合はパーティションや簡易テントを設け感染防止を図る

- ・専用スペースには、専用トイレを確保することが望ましい。携帯トイレ(段ボールトイレ等)の設置も検討
- ・飛沫感染防止のため、パーティションの高さは2m程度を確保
- ・専用スペースには、家族用の待機スペースも確保し、その場合は、発熱等の方と別部屋にすることが望ましい

- ・パーティションや簡易テントは、専用スペースを優先するが、居住スペースにおいても積極的に活用
- ・専用スペースと居住スペースの動線を分け、分離したレイアウトを検討し、すべての動線は交差を避け一方通行とすることが望ましい

1-5 発熱や体調不良のある方への対応【資料③】

- ・学校等の大規模な避難所は、教室等を活用し重度の発熱や体調不良のある方の専用スペースの設置を検討
- ・小規模な避難所の専用スペースは、個室とすることが望ましいが、個室がない場合は、医療機関を受診するまで一時的に車中等を検討
- ・発熱や体調不良のある方、感染者と一定の期間に接触があった方（濃厚接触者）には、マスクの着用を求める
- ・発熱や体調不良のある方について、医療機関の受診等のための手順を医療関係者の協力体制を含めマニュアル化

- ・専用スペースへの移動
- ・市町村災害対策本部への連絡
- ・医療機関への移動
- ・医療機関での受診や検査
- ・検査結果の報告

1-6 感染者が確認された場合の対応

- ・感染者が確認された場合に備え、保健所と連携の上、消毒方法やその範囲、日々の健康管理、医療機関への搬送（重症化を伴う場合）、その他避難者の移動先等を事前に検討
- ・必要に応じて、感染者専用スペースや個室、専用避難所（先）を確保

1-7 避難所の設営に係る役割分担

- ・避難所の開設や運営に係る市町村、地域住民、施設管理者等の役割を事前に決定
- ・避難所運営に女性や介護・介助が必要な人など多様な立場の代表が参画（障がい者、乳幼児がいる家庭の人、PTA、中学生・高校生、外国人(居住者が多い場合)）

1-8 避難所運営マニュアルの作成や訓練

- ・本ガイドラインを参考とし、感染症用の避難所運営マニュアルを作成
- ・地域住民と市町村、施設管理者等は、マニュアルに沿って訓練を実施

第2章 初動期の対応（発災後24時間）

2-1 居住スペース、専用スペースの設置【資料③】

- ・事前に決めた避難所開設者（市町村、地域住民、施設管理者等）は、早めに避難所を開設
- ・事前に検討したレイアウトを基に、ポールや養生テープ等を使用し、居住スペースや専用スペースを設置

- ・避難者が居住スペースに入る前には、間隔を養生テープ等で示しておく
- ・トイレ、洗面所、洗濯場や携帯電話の充電場所等は、密集にならない運用が重要
- ・「専用スペース」には、パーティションや簡易テントを設置

- ・重度の発熱や体調不良のある方を完全分離

- ・トイレや洗面所等も含めて居住スペースと専用スペースの分離を確認
- ・居住スペースと専用スペースの動線が交わらないことを確認。また、動線は一方通行が望ましい

- ・パーティションや簡易テントは、専用スペースへの設置を優先するが、多くの方が避難できるよう居住スペースにおいても積極的に活用

2-2 事前受付の設置【資料④】

- ・感染症の流行時においては、避難者の健康状態を確認するため、必要に応じて避難所入口の外に事前受付を設置

- ・避難所開設と同時に事前受付を設置し運営
- ・アルコール消毒液を設置し、雨天時はテントを設営
- ・体育館に接続する廊下を使用する等、各避難所に応じて設置
- ・避難者のマスク着用、手洗い(消毒)を呼びかけ

- ・発熱の有無や問診により体調不良を確認（事前受付を設置しない場合も、受付にて確実に発熱や体調不良のある方を確認）

- ・非接触型の体温計が望ましい
- ・接触型の体温計を使用する場合、感染防止のため毎回消毒を実施
- ・検温するスタッフは、マスクに加え、手袋、エプロン等を装着

- ・事前受付の結果により、専用スペース又は居住スペースへ誘導
⇒重度の発熱や体調不良のある方は、専用スペースへ誘導
⇒発熱や体調不良のない方や軽度の方は、居住スペースへ誘導

- ・避難者自らが移動できるよう、案内看板や養生テープ等を用意
- ・発熱や体調不良のある方は、診察が必要であるため市町村災害対策本部と連携し、事前に検討した医療機関等への搬送
- ・医療機関等へ搬送するまでの間、専用スペースで待機
- ・発熱や体調不良のある方にはマスクの着用を求める

- ・事前受付の設営前に避難者が居住スペースに入った場合は、各避難者の体温と体調を確認

・体育館に接続する廊下を使用する等、改めて事前受付を実施

2-3 感染症対策に係る専門家派遣等の検討

- ・災害規模が大きく、被災地の保健所等のみでは避難所内の感染症リスクへの対応が困難な場合、必要に応じて、一般社団法人日本環境感染学会と連携し、災害時感染制御支援チームDICT(ディーアイシーティ)の派遣を要請するなど、避難所内の衛生環境の維持に取り組む体制を整備

【一般社団法人日本環境感染学会の概要】

①目的

- ・医療関連感染及び環境感染に関する研究の進歩・発展・普及等を図り、感染制御の質と安全を向上させることにより、国民の健康増進に寄与。

②連携可能な事項

- ・避難所等において感染症予防対策を担うDICTの派遣
(感染症予防のための薬剤処方や予防接種に係る助言、感染症対策に係る技術的支援を含む)
- ・感染症予防対策の専門家による電話等を通じた相談・助言対応
- ・避難所等の状況の把握・評価を行う迅速評価チームの派遣
- ・感染症予防対策に係る衛生資材等の物的支援等

③連絡先

相談窓口メールアドレス：jsipc-saigaiji-ML@umin.ac.jp

宛先：一般社団法人日本環境感染学会 災害時感染制御支援チーム

第3章 展開期以降の対応

3-1 運営の留意点

① 予防

- ・ 事前受付を継続し、避難所に人の出入りがある毎に、体温と体調を確認
- ・ 衛生環境について指導する衛生班を避難者(住民)の中から配置
- ・ 保健師や衛生班の定期的な巡回により、避難所内や車中泊等のすべての避難者の健康管理を徹底
- ・ トイレ、洗面所、洗濯場や充電場所等では、密集にならない運用が重要【資料⑤】
- ・ 避難者の相談窓口を開設しストレス等の心のケアを実施

・ 電話やSNSの活用を検討

- ・ 避難者に体調チェック表を配付し毎日体温と体調を確認(1日3回)【様式16】
- ・ 発熱や体調不良のある方が発生した場合は、事前に検討した手順により、保健師等と連携し医療機関を受診
- ・ ポスターやチラシ、呼びかけにより避難者の感染症防止のための運営上の留意点を周知【資料⑥】

【個人の留意点】

- ・ 手洗い、マスク着用、毎日の体温・体調を確認
(ドアノブ等の共有部分に触れた後は、特に手洗いを徹底)
- ・ 避難所にいる方全員が検温を実施し、体調を確認
- ・ 飛沫感染を最小限にするため、居住スペース以外で食事をとらない

【避難所の留意点】

- ・ アルコール消毒薬を各入口やトイレ等に設置
- ・ 30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する定期的な換気の実施
- ・ 手すり、ドアノブ等の人が接触する共有部分は1日最低1回消毒
- ・ トイレや洗面所は、1日最低1回の清掃及び消毒
- ・ 物品や食事の配給時は、一度机に置くこと等による接触感染を回避
- ・ ゴミは家族で管理し、密閉して廃棄

- ・ 高齢者等重症化リスクの高い者が多く避難している場合は、マスクを着用

- ・ 避難者又は避難所の運営担当者は、マスクの着用を推奨
- ・ 避難者又は避難所の運営担当者にマスクの着用を求めることは許容される
- ・ 避難者のマスク着用に対応できるよう、あらかじめマスクを用意

② 感染者が確認された場合

- ・ 事前に検討した内容を踏まえ、保健所の指示に従い、消毒やその他の避難者の移動等を実施

③長期の避難所生活への対応

- ・住民と協力して、長期的な避難所レイアウトを検討

3-2 専用スペースにおける運営の留意点

- ・専用スペースは、個室が望ましいが、部屋を分けられないときはパーティションや簡易テント等で仕切りを設置
- ・発熱や体調不良のある方の看護は、できるだけ限られた方で実施

(参考)

内閣府 R2. 4. 1 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について

内閣府 R2. 4. 7 避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について

人と防災未来センター R2. 4. 23 避難所開設での感染を防ぐための事前チェックリスト

内閣府 R2. 5. 29 災害対応力を強化する女性の視点 ～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～

岐阜市 R2. 8. 26 避難所運営マニュアル(新型コロナウイルス感染症対策編)対応手順書

内閣府 R2. 12. 17 冬期における避難所の新型コロナウイルス感染症等への対応について

内閣府 R3. 5. 13 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A (第3版)

内閣府 R3. 6. 16 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン
(第3版)

厚生労働省 R3. 10. 1 新型コロナウイルスに関するQ&A (一般の方向け)

内閣府 R5. 3. 31 避難所におけるマスク着用等の考え方について

内閣府 R5. 4. 28 避難所における新型コロナウイルス感染症の感染対策等について

発熱や体調不良の方への対応【資料③】	
5	<p>□学校等の大規模な避難所は教室等を活用し、重度の発熱や体調不良のある方の専用スペースの設置を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢発熱や体調不良の方のため、教室等の部屋数・大きさを事前に把握 ➢使用する教室等の優先順位を設定 <p>□小規模な避難所の専用スペースは、個室とすることが望ましいが、個室がない場合は、医療機関を受診するまで一時的に車中等を検討</p> <p>□発熱や体調不良のある方、感染者と一定の期間に接触があった方（濃厚接触者）には、マスクの着用を求める</p> <p>□発熱や体調不良の方は、医療機関の受診等のための手順を医療関係者の協力体制を含めマニュアル化</p> <p>【専用スペースへの移動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢体調不良者及びその家族(以下、「体調不良者等」という)を、事前受付や居住スペースから専用スペースへ誘導し、一時待機 <p>【市町村災害対策本部への連絡】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢避難所運営者から市町村災害対策本部(以下、「対策本部」という)に対し、体調不良者発生を連絡 ➢避難所運営者は、体調不良者等に、かかりつけ医等の身近な医療機関に電話相談を行うよう指示(かかりつけ医が無い場合は保健所へ相談) ➢被災等により、かかりつけ医と連絡が取れない場合、対策本部へ相談し、対策本部は、医療機関の被災状況を把握のうえ、避難所運営者へ情報共有 ➢避難所運営者は、体調不良者が受診する医療機関、移動方法などを聞き取り、対策本部へ連絡 <p>【医療機関への移動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢同居家族が搬送する場合、原則として自家用車を利用 ➢自家用車での搬送が困難な場合、感染防止対策を講じたタクシー等を利用 ➢避難所運営者は利用したタクシー会社や運転手名を確認し、記録 ➢緊急性のある場合、避難所運営者は消防本部へ、救急車の手配を依頼 ➢避難所運営者は適切な感染防止対策を講じたうえで体調不良者を搬送車(救急車、自家用車等)まで誘導 <p>【医療機関での受診や検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢体調不良者等は検査結果が出るまで自家用車又は避難所(専用スペース)で待機 ➢検査結果については医療機関から体調不良者本人へ連絡 ➢体調不良者等は避難所運営者へ連絡し、避難所運営者は対策本部へ連絡 <p>【検査結果の報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢陽性であった場合、保健所は、対策本部と情報共有し、避難所運営者は保健所の指導に応じた消毒を実施 ➢陰性であった場合、体調不良者等は陰性であると避難所へ連絡し、避難所運営者は対策本部と情報共有 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 10px; padding-right: 10px; margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・体調不良者等は体調が回復するまで、避難所の専用スペースで休養する ・複数の体調不良者が出た場合の対応として、体調不良者同士が直接触れ合わないよう、専用スペースでの過ごし方について周知する </div>
6 感染者が確認された場合の対応	

	<p>□感染者が確認された場合に備え、保健所と連携の上、消毒方法やその範囲、日々の健康管理、医療機関への搬送（重症化を伴う場合）、その他避難者の移動先等を事前に検討</p> <p>□感染症の疑いのある方の対応にあたっては、適切な感染防止対策を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢感染者に関わる人は、マスク、フェイスシールド、長袖ガウンと手袋の個人用防護（PPE）を着用。感染者専用エリアまで誘導後、あるいは専用エリアで支援したあとにエリアを出る直前に防護具を脱ぎ、手指消毒（まず手袋を脱ぎ手指消毒、その次にガウンを脱ぎ手指消毒、最後にフェイスシールドを脱ぎ手指消毒） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・個人用防護（PPE）の種類としては、マスク、フェイスシールド、長袖ガウン、手袋がある ・長袖ガウンについては、レインコート（カッパ）など、体を覆うことができ、破棄できるもので代替可。非浸水性でなければならない </div> <ul style="list-style-type: none"> ➢専用避難所（先）ごとに専任スタッフを配置し、担当以外は立ち入らない ➢専用エリアに入る直前でPPEを着用し、エリアから出る直前に手袋、ガウン、フェイスシールドを脱ぎ、それぞれを脱ぐ際には十分手指衛生を行う ➢担当スタッフは、食事を直接受け渡さず置き配し、できるだけ接触を避ける ➢ゴミの取り扱いについては、適切な感染防止対策を実施 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミを取り扱う際には、マスクとフェイスシールド、長袖ガウン、手袋を着用する ・ウイルスが付着している可能性の高いゴミ（使用済みのマスク、ティッシュ、使い捨て手袋、弁当の容器など）は、処理する際に、ゴミに直接触れない、ゴミ袋をしっかり縛って封をする、ゴミを取り扱った後はしっかり手を洗う、などの対策を実施する ・また、ゴミが袋の外面に触れた場合や、袋を縛った際に隙間がある場合や袋に破れがある場合など密閉性をより高める必要がある場合は、二重にゴミ袋に入れるなどの感染防止策に留意する必要がある ・これらのゴミは、他のゴミと同様に、基本的に一般廃棄物として処理できるが、感染症廃棄物とされる場合もあるため、具体的なゴミの処理先や処理方法等については、市町村廃棄物担当部局と相談すること </div> <ul style="list-style-type: none"> ➢専用避難所（先）における換気の徹底 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・部屋の対角線上にあるドアや窓を2か所開放すると効果的な換気が可能 ・窓が1つしかない場合は、部屋のドアを開けて、扇風機などを窓の外へ向けて設置 </div> <ul style="list-style-type: none"> ➢感染者の退去後の消毒方法等については保健所の指導に基づき対応 	
7	<p>避難所の設営に係る役割分担</p> <p>□避難所の開設や運営に係る市町村、地域住民、施設管理者等の役割を事前に決定</p> <p>□避難所運営に女性や介護・介助が必要な人など多様な立場の代表が参画（障がい者、乳幼児がいる家庭の人、PTA、中学生・高校生、外国人（居住者が多い場合））</p>	<p>P5, 6</p> <p>P5, 23, 49</p>
8	<p>避難所運営マニュアルの作成や訓練</p> <p>□本ガイドラインを参考とし、感染症用の避難所運営マニュアルを作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢専用スペースと居住スペースの動線を分け、分離したレイアウトを作成 <p>□地域住民と市町村、施設管理者等は、マニュアルに沿って訓練を実施</p>	

第2章 初動期の対応（発災後24時間）

感染症対策としてすべきこと		避難所運営 ガイドライン 参考ページ
1	居住スペース、専用スペースの設置【資料③】	
	<ul style="list-style-type: none"> □事前に決めた避難所設営に係る市町村、地域住民、施設管理者等は、早めに避難所を開設 □事前に検討したレイアウトを基に、ポールや養生テープ等を使用し、居住スペースや専用スペースを設置 <ul style="list-style-type: none"> ➢避難者が居住スペースに入る前には、間隔を養生テープ等で示しておく ➢トイレ、洗面所、洗濯場や携帯電話の充電場所等は、密集にならない運用が重要 ➢「専用スペース」には、パーティションや簡易テントを設置 □重度の発熱や体調不良の方の完全分離 <ul style="list-style-type: none"> ➢トイレや洗面所なども含め居住スペースと専用スペースの分離を確認 ➢居住スペースと専用スペースの動線は交わらないことを確認し、一方通行が望ましい ➢専用スペースには、家庭用の待機スペースも確保し、その場合は発熱等の方と別部屋にすることが望ましい □パーティションや簡易テントは、専用スペースを優先するが、多くの方が避難できるよう、居住スペースにおいても積極的に活用 	P7～10 P13, 39 P13, 39
2	事前受付の設置【資料④】	
	<ul style="list-style-type: none"> □感染症の流行時においては、避難者の健康状態を確認するため、必要に応じて避難所入口の外に事前受付を設置 <ul style="list-style-type: none"> ➢避難所開設と同時に設置し運営 ➢アルコール消毒液を設置し、雨天時はテントを設営 ➢体育館に接する廊下を使用する等、各避難所に応じた対応 ➢避難者はマスク着用、手洗い（消毒）を呼びかけ □発熱の有無や問診により体調不良を確認（事前受付を設置しない場合も、受付にて確実に発熱や体調不良のある方を確認） <ul style="list-style-type: none"> ➢非接触型の体温計が望ましい ➢接触型の体温計を使用する場合、感染防止のため毎回消毒を実施 ➢検温するスタッフは、マスクに加え、手袋、エプロン等を装着 □事前受付の結果により専用スペース又は居住スペースへ誘導 <ul style="list-style-type: none"> ➢避難者自らが移動できるよう、案内看板や養生テープ、案内図等により誘導 ➢発熱や体調不良の方は、市町村災害対策本部と連携し、事前に検討した手順に従い医療機関（帰国者・接触者外来）等への搬送 ➢医療機関等へ搬送するまでの間、専用スペースで待機 ➢発熱や体調不良のある方にはマスクの着用を求める □事前受付設営前に、避難者が居住スペースに入った場合は、避難者の体温と体調を確認 <ul style="list-style-type: none"> ➢発熱や体調不良の方は、市町村災害対策本部と連携し、事前に検討した手順に従い医療機関（帰国者・接触者外来）等への搬送（再掲） ➢医療機関等へ搬送するまでの間、専用スペースで待機（再掲） 	

避難所内感染症対策に係る専門家派遣等の検討	
3	<p>□一般社団法人日本環境感染学会と連携し、避難所内の衛生環境の維持に取り組む体制を整備</p> <p>【連携可能な事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤避難所等において感染症予防対策を担う災害時感染制御支援チーム^{ディーアイシーティ} D I C T の派遣 (感染症予防のための薬剤処方や予防接種に係る助言、感染症対策に係る技術的支援を含む) ➤感染症予防対策の専門家による電話等を通じた相談・助言対応 ➤避難所等の状況の把握・評価を行う迅速評価チームの派遣 ➤感染症予防対策に係る衛生資材等の物的支援等

第3章 展開期以降の対応

感染症対策としてすべきこと		避難所運営 ガイドライン 参考ページ
1	運営の留意点	
	<p>【予防】</p> <ul style="list-style-type: none"> □事前受付を継続し、避難所に人の出入りがある度に体温や体調を確認 □衛生環境について指導する衛生班を避難者(住民)の中から配置 □保健師や衛生班の巡回により、避難所内や車中泊等のすべての避難者の健康管理を徹底 <ul style="list-style-type: none"> ➢居住スペース以外の人と一緒に食事をとらないよう指導 ➢避難者の検温結果等により健康管理を徹底するとともに手指消毒の実施状況、マスクの着用状況を確認 ➢車中泊の避難者が増大することが予想されるため、エコノミークラス症候群等の予防として、十分な水分補給、定期的に体を動かすことや、カイロや弾性ストッキング等の血流を保つための備品や、足を高い位置に置ける台座、段ボールベッド等を使用するよう指導 □トイレ、洗面所、洗濯場や携帯の充電場所等では待機中に、密集にならない運用が重要【資料⑤】 □避難者の相談窓口を開設しストレス等の心のケアを実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢電話やSNS等の活用を検討 □避難者に体調チェック表を配布し、毎身体調を確認(1日3回)【様式16】 □避難所を運営する者も、毎身体調を確認 □発熱や体調不良の方が発生した場合は、事前に検討した手順により直ちに保健師と連携し医療機関を受診 □ポスターやチラシ、呼びかけにより避難者の感染症防止のための個人の留意点を周知【資料⑥】 <ul style="list-style-type: none"> ➢前後左右2m程度の距離を確保 ➢手洗い、マスク着用(咳エチケット)、毎日の体温・体調を確認(ドアノブ等の共有部分に触れた後は特に手洗いを徹底) ➢避難所にいる方全員が検温を実施し、体調を確認 ➢飛沫感染を最小限にするため、居住スペース以外で食事をとらない ➢アルコール消毒液を各入口やトイレ等に設置 ➢30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にする定期的な換気の実施 <ul style="list-style-type: none"> 〔・部屋の対角線上にあるドアや窓を2か所開放すると効果的な換気が可能 〔・窓が1つしかない場合は、部屋のドアを開けて、扇風機などを窓の外へ向けて設置 ➢手すり、ドアノブ等人が接触する共有部分は1日最低1回消毒 ➢トイレ、洗面所は、1日最低1回清掃及び消毒 ➢物品や食事等の配給時は、一度机に置くことによる接触感染を回避 ➢ゴミは、家族で管理し、密閉して廃棄 ➢寝るときは頭の位置を互い違いになるよう就寝 □高齢者等重症化リスクの高い者が多く避難している場合は、マスクを着用 <ul style="list-style-type: none"> ➢避難者又は避難所の運営担当者は、マスクの着用を推奨 ➢避難者又は避難所の運営担当者にマスクの着用を求めることは許容される ➢避難者のマスク着用に対応できるよう、あらかじめマスクを用意 	<p>—</p> <p>P24, 44</p> <p>P44, 45 53, 55</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>P31, 46, 48, 49</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>P45</p> <p>P4, 31, 35, 44</p> <p>—</p>

	<p>【感染者が確認された場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> □事前に検討した内容を踏まえ、保健所の指示に従い、各部屋の消毒やその他の避難者の移動等を実施 <ul style="list-style-type: none"> ➤保健所・医療機関との連絡体制の確保 <p>【長期の避難所生活への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> □住民と協力して、長期的な避難所レイアウトを検討 	<p>P14</p> <p>P56</p>
2	<p>専用スペースにおける運営の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> □専用スペースは、個室が望ましいが、部屋を分けられないときはパーティションや簡易テント等で仕切りを設置 □発熱や体調不良の方の看護は、できるだけ限られた方で実施 □汚れたシーツ、衣服は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾燥 □ゴミは、家族で管理し、密閉して廃棄（再掲） <ul style="list-style-type: none"> ➤マスクを外す際はゴムひもをつまんで外し、すぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨てる（その後は直ちに石鹸で手を洗う） 	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>

様 式

【様式15】健康状態チェックカード（例）

記入日：

健康状態チェックカード（例）

当日の体調を記入し、受付に渡してください。

氏名

◆体調について

・発熱はありますか	はい・いいえ
・息苦しさがありますか	はい・いいえ
・味や匂いを感じられない状態ですか	はい・いいえ
・咳やたんがありますか	はい・いいえ
・全身倦怠感がありますか	はい・いいえ
・嘔吐や吐き気がありますか	はい・いいえ
・下痢が続いていますか	はい・いいえ

◆ワクチンの接種について

・感染症のワクチンを接種していますか	はい・いいえ ワクチンの種類 ()
--------------------	--------------------------

体調チェック表 (例)

ふりがな	肺炎球菌ワクチンの接種 ※その他 記入事項						
氏名	あり・なし・不明						

	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)
体温	朝 ℃ 昼 ℃ 夕 ℃	朝 ℃ 昼 ℃ 夕 ℃	朝 ℃ 昼 ℃ 夕 ℃	朝 ℃ 昼 ℃ 夕 ℃	朝 ℃ 昼 ℃ 夕 ℃	朝 ℃ 昼 ℃ 夕 ℃	朝 ℃ 昼 ℃ 夕 ℃
[息苦しさ]	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
[味覚・嗅覚]	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
[喀痰・咳嗽]	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
[全身倦怠感]	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
[嘔気・嘔吐]	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
[下痢]	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
その他の症状	(食事が進べない、半日以上尿が出ていない、鼻水・鼻づまり、のどの痛み、結膜充血、頭痛、関節筋肉痛、けいれん、その他の気になる症状)						

【様式16】体調チェック表 (例)

資料

避難所における感染症対策

平時の準備と早めの避難

避難所には多くの避難者が集まり、感染症の発症リスクが高まります。

自分の身は自分で守る「自助」の備えを行うとともに、早めの避難を心がけましょう。

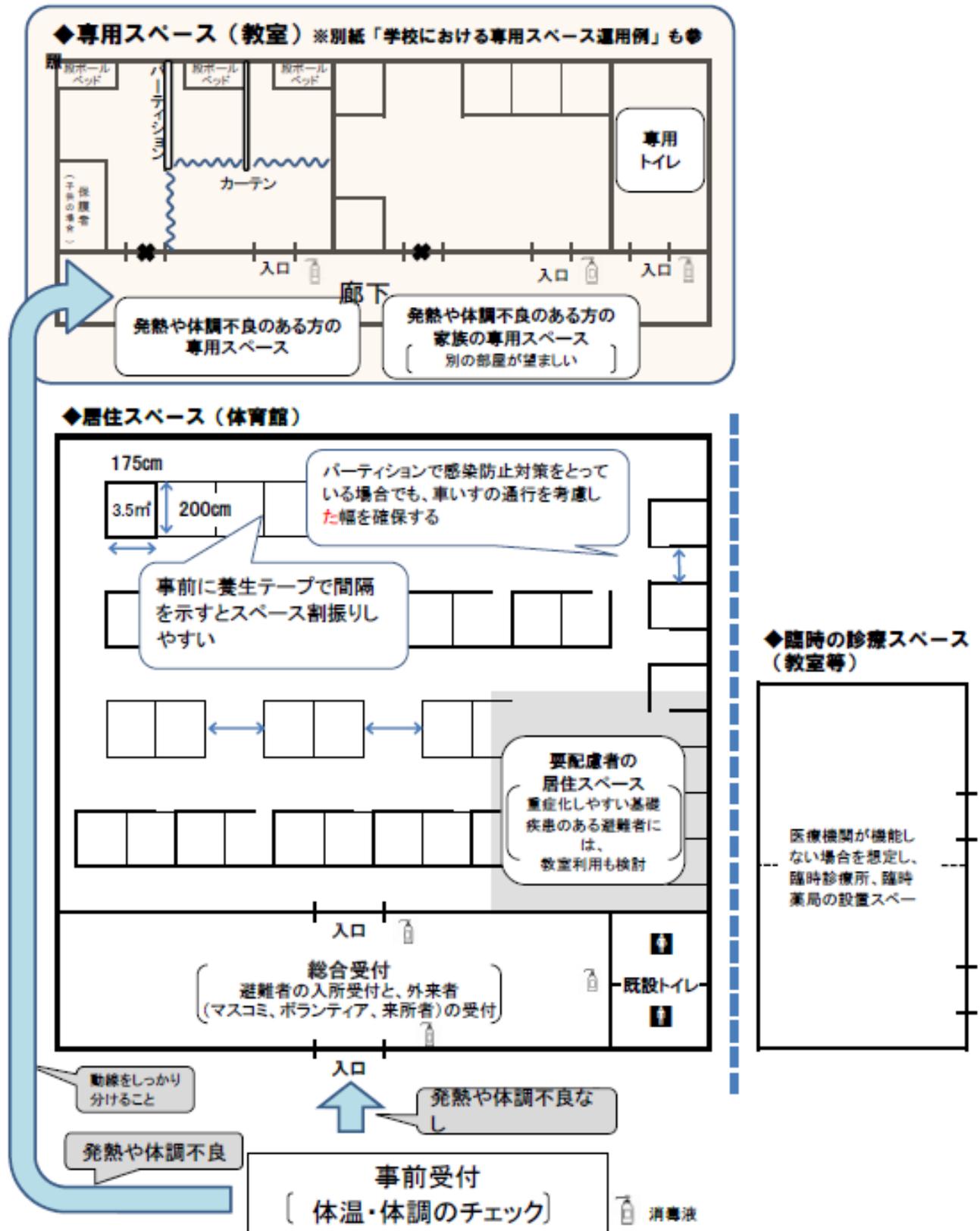
次の準備をすること

- 1 自宅の災害の危険性を確認
- 2 親せきや友人宅等、避難所以外への避難の検討
- 3 マスク、石鹸、体温計等を用意
- 4 受付時に必要な「避難者カード」を事前に用意
- 5 避難所に行く際は、**できるだけ**マスクを着用、「健康状態チェックカード」を記入し持参
- 6 避難所以外へ行く際は、避難所等へ連絡

○年○月 ○○市町村

【資料②】避難所(体育館)のレイアウト(例)

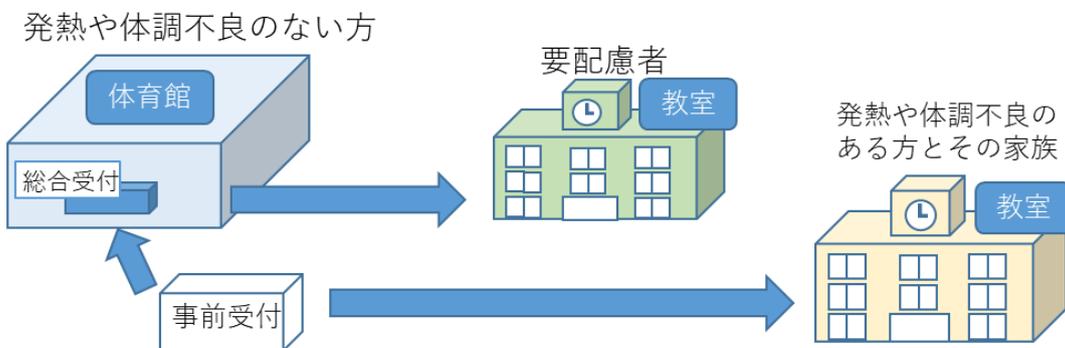
【避難所(体育館)のレイアウト(例)】



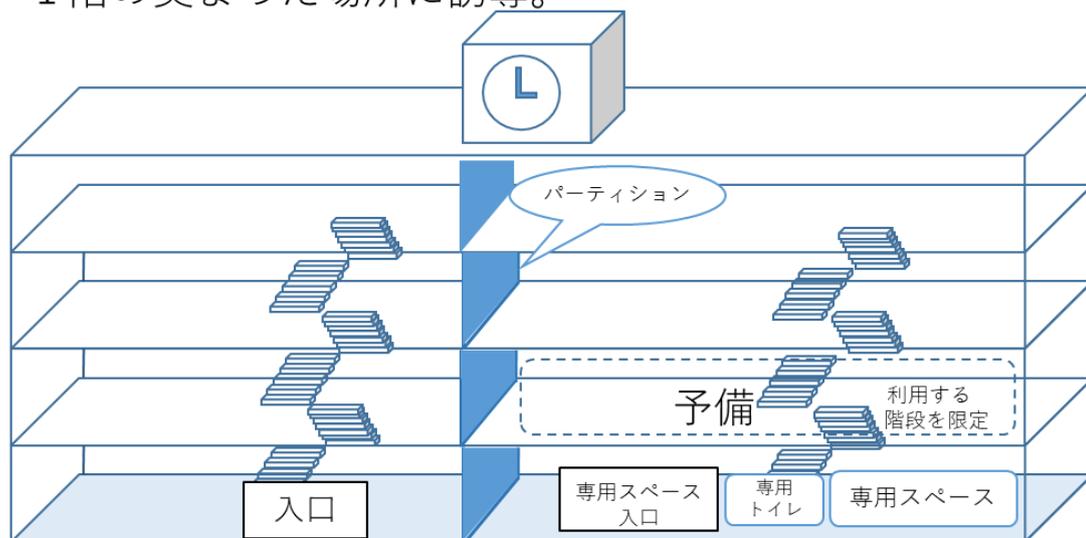
【資料③】学校における専用スペース運用（例）

学校における専用スペース運用（例）

- ① 発熱や体調不良のある方の専用スペースは、別棟が望ましい。



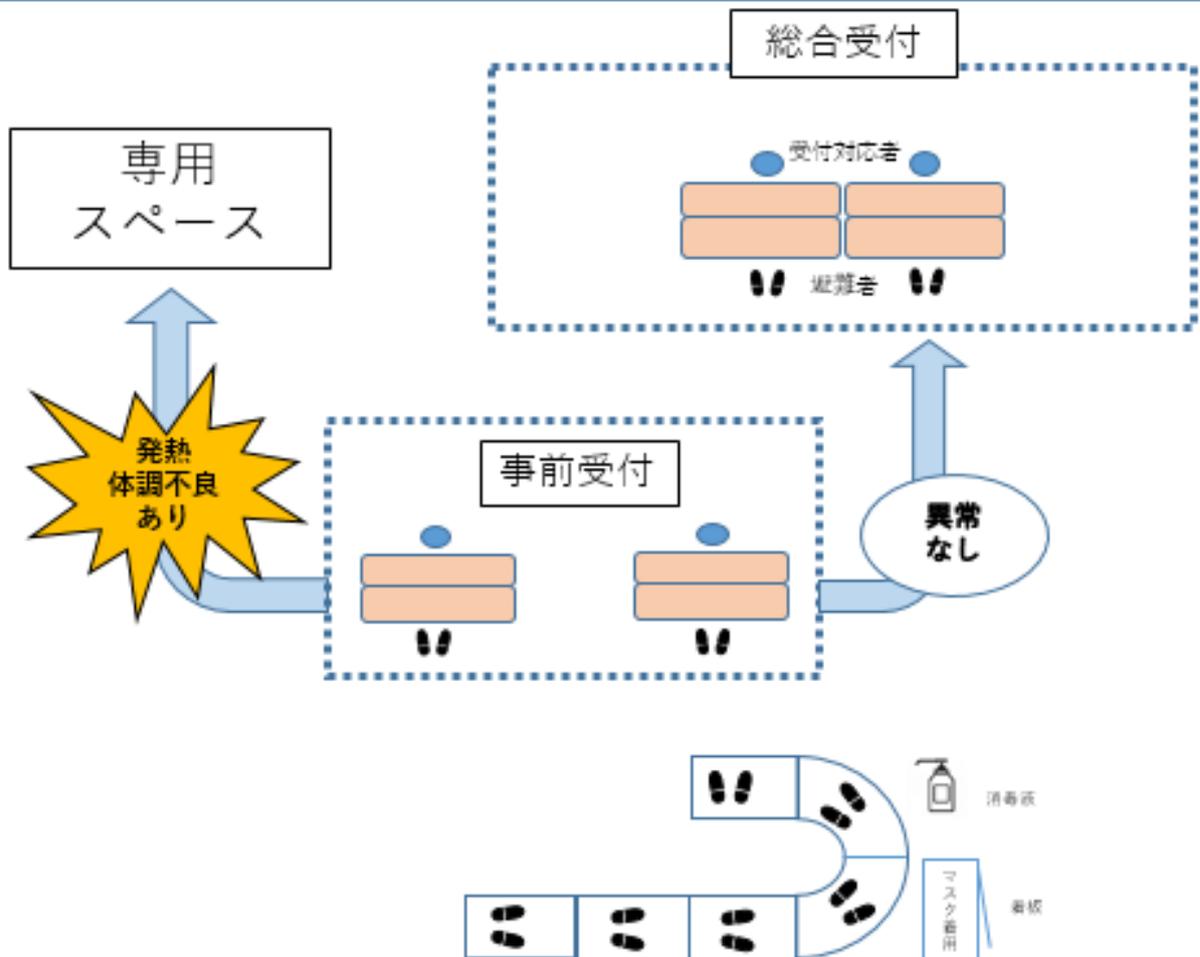
- ② 別棟にできない場合、発熱や体調不良のある方とその家族は、1階の奥まった場所に誘導。



留意点

- ・専用スペースは医療機関へ搬送するまでの一時的な場所
- ・発熱や体調不良のある方の専用スペースを設置し、ない方の居住スペース(トイレや洗面所、動線等も含む)と完全分離
- ・発熱や体調不良のある方の看護は、限られた方で実施
- ・使用済みマスク等の専用スペース内のゴミは、密閉して廃棄

事前受付のレイアウト（例）



事前受付で行うこと

【発熱や体調の確認（問診）】

- 体温計による体温の確認
- 息苦しさがあるか
- 味覚・嗅覚障害があるか（味や匂いを感じられない）
- 咳やたんがひどくなっているか
- 全身倦怠感があるか（起きているのがつらいか）
- 嘔吐や吐き気が続いているか
- 下痢が続いているか（1日3回以上の下痢）

【発熱や体調不良がない場合】

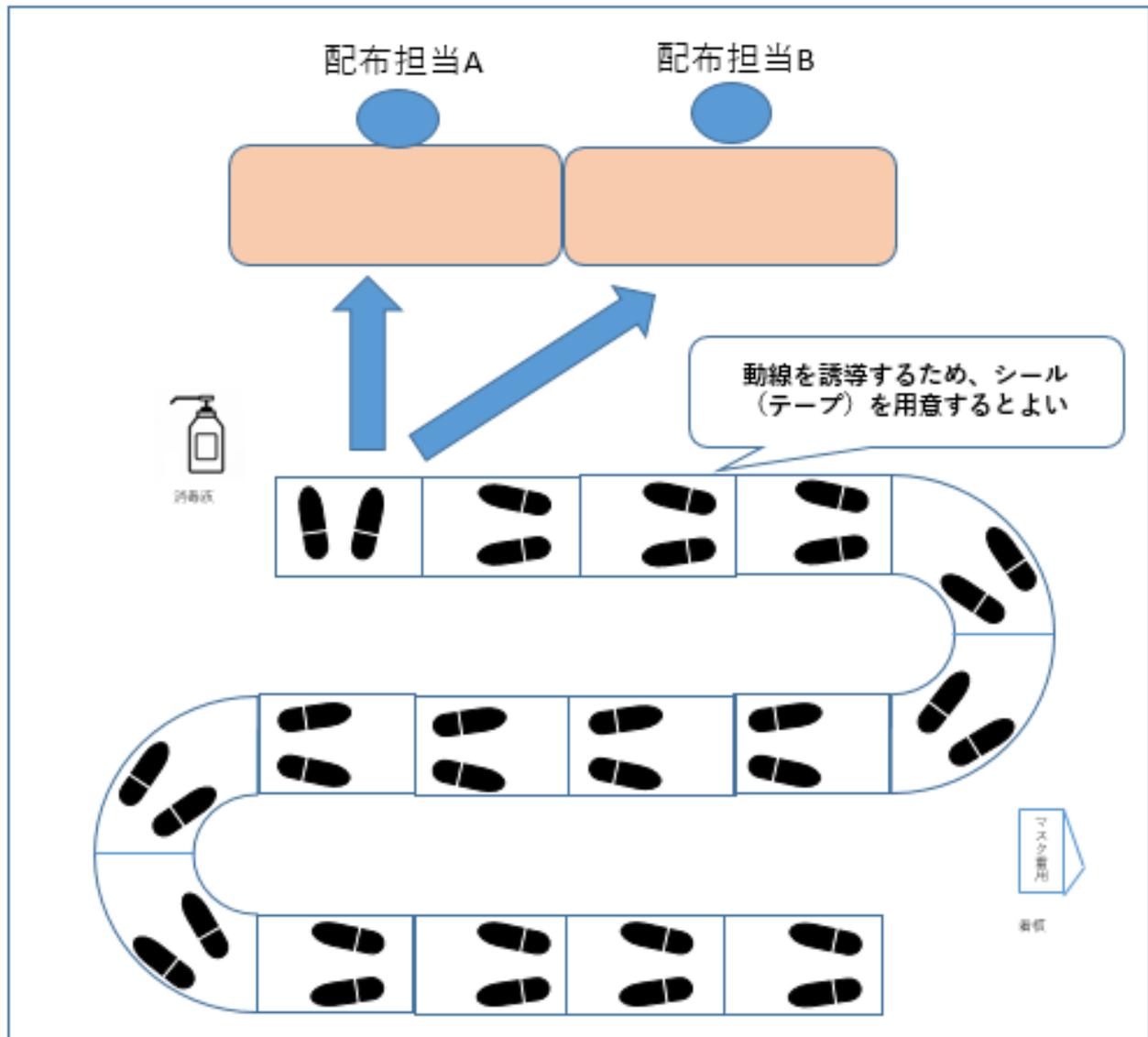
- 総合受付の場所を示し誘導

【発熱や体調不良がある場合】

- 専用スペースの場所を示し誘導
- 災害対策本部と連携し、速やかに医療機関へ

【資料⑤】物品支給のレイアウト（例）

物品支給のレイアウト（例）



配布担当が行うこと

- 手渡しを避けて配給（机に置き、受け取ってもらう等の工夫）
- 配給前後に机などを消毒
- マスク、手袋、エプロン等の着用
- エリア毎に案内を行うなど工夫し、密集することを緩和

感染症対策

へのご協力を
お願いします！

ほかの人にうつさないために

- ・ **できるだけマスクを着用しましょう。発熱や体調不良がある方や感染者と接触があった方は、必ず着用しましょう**
- ・ ドアノブ等の共有部分に触れた後は、手洗い、消毒を**行いましょう**
- ・ 毎日、体温・体調チェックをしましょう
 - 朝、昼、夕3回実施
 - 発熱や体調が良くないときは、衛生班へ報告してください
- ・ 居住スペース以外で食事をとらないようにしましょう

避難所運営上の協力のお願い

- ・ 定期的に換気しましょう
 - 30分に1回以上、数分間、窓を全開
- ・ ドアノブ等の共有部分の消毒、トイレの清掃は毎日、こまめに実施しましょう
 - 共有部分は、家庭用塩素系漂白剤で拭いた後に水拭き
- ・ 物品や食事の提供時は、手渡しを避けましょう
- ・ ごみは各家族で、ごみ袋の口を縛って捨てましょう

【資料⑦】 避難所以外の分散避難者への対応

避難所以外の分散避難者への対応

自宅の災害リスクに応じて、親戚・知人宅、ホテル・旅館、あるいは自宅での垂直避難など、多様な避難先への避難を呼びかけた結果、令和2年7月豪雨時には、住民は、避難所への避難のほか、親戚・知人宅への避難自宅での垂直避難等の分散避難を行ったことが確認されました。

また、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月 内閣府）においては、避難所が、在宅避難者等の情報発信・収集の場所となること、必要な物資を受け取りに来る場所となること等の地域の支援拠点機能を有するものと示されております。

《避難所運営すべきこと》
総務班, 生活支援班, 食料・物資班, 情報提供班, 市町村, 施設管理者
① 住民が避難する前に準備、検討することを事前に周知
<input type="checkbox"/> 避難所以外への避難の検討について広報
➢ 自宅の災害の危険性を確認するとともに、避難所以外への避難を検討する。 (親戚・知人宅、ホテル・旅館、自宅での垂直避難等)
➢ 避難所以外に避難する場合は、避難所等へ連絡するよう努める。
② 避難所開設の広報・安否確認
<input type="checkbox"/> 避難所開設の広報
➢ 防災行政無線（同報無線、戸別受信機、防災ラジオ等）、広報車、拡声器、電子メール等を活用し、在宅・車中泊避難者等にも広く周知する。
➢ 避難所開設の広報にあわせ、食料や物資の支援について、支援が必要な在宅避難者や、避難所に入りきらず指定避難所以外に避難している避難者向けにも広報する。
<input type="checkbox"/> 避難者カードの配布・収集
➢ 避難者カードは事前に配布し、車中泊避難者、避難所近隣の在宅避難者も含め、事前に避難所利用者全員が記入する。
➢ 車中泊避難者、在宅避難者の把握については、物資受け渡しの際に避難者カード提出の有無を確認することが効果的である。また、自治会長などの巡回を通じて協力を得ることも検討する。
<input type="checkbox"/> 近隣住民内での安否確認の実施
➢ 親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難の把握のため、近隣の住民内で安否確認を実施する。

③ 食料・物資の配付や情報伝達
□避難所運営委員会と運営班の設置
<ul style="list-style-type: none"> ➤発災後24時間を目標に、避難所運営委員会と運営班を組織し、在宅避難者や車中泊避難者も含む避難所利用者全員による自主運営を目指す。
□情報伝達
<ul style="list-style-type: none"> ➤車中泊避難者や在宅避難者に対しても、避難所の掲示板の小まめな閲覧を促すとともに、防災行政無線（同報無線、戸別受信機、防災ラジオ等）、広報車、拡声器の利用やビラの配布、電子メール等などにより、食料・物資の配布情報等を周知徹底する。 ➤避難所開設の広報にあわせ、食料や物資の支援について、支援が必要な在宅避難者や、避難所に入りきらず指定避難所以外に避難している避難者向けにも広報する。 ➤車中泊避難者や在宅避難者への情報伝達においては、避難所における運営者が連携して、食料・物資の受渡し時等に確実な情報伝達を行う。
□水や食料等の確保
<ul style="list-style-type: none"> ➤車中泊避難者、在宅避難者を含む避難所利用者の全体数を把握し、飲料水や食料等を確保する。
④ 健康管理の徹底
□健康被害への予防対策
<ul style="list-style-type: none"> ➤避難所や車中での生活においては、活動量の低下により血栓ができるエコノミークラス症候群などの健康被害への予防として、十分な水分補給と、同じ体勢で長時間過ごすことのないよう、定期的に体を動かすことに留意する。

【資料⑧】 車中避難への対応

車中避難への対応

平成 28 年の熊本地震では車中避難に伴う災害関連死が発生し、令和 2 年 9 月の台風第 10 号の九州接近時には、避難所での感染を恐れ車中避難が発生しました。

車中泊は推奨しませんが、車中泊が発生することを想定し、駐車スペースの事前想定や健康管理等を行う必要があります。

《避難所運営すべきこと》	
総務班, 生活支援班, 食料・物資班, 情報提供班, 市町村, 施設管理者	
① 駐車スペースの確保	
□車中泊避難用の駐車スペースの検討	
➤避難所の施設の駐車場やグラウンドの一部、近隣の大型駐車場等の一時的な活用を市町村・地域住民とともに検討する。	
□避難所周辺の利用範囲の決定	
➤車中泊避難者に対して、駐車スペースを指定し、誘導する。	
② 避難所開設の広報・安否確認	
□避難所開設の広報	
➤防災行政無線（同報無線、戸別受信機、防災ラジオ等）、広報車、拡声器、電子メール等を活用し、在宅・車中泊避難者等にも広く周知する。	
➤避難所開設の広報にあわせ、食料や物資の支援について、支援が必要な在宅避難者や、避難所に入りきらず指定避難所以外に避難している避難者向けにも広報する。	
□避難者カードの配布・収集	
➤避難者カードは事前に配布し、車中泊避難者、避難所近隣の在宅避難者も含め、事前に避難所利用者全員が記入する。	
➤車中泊避難者、在宅避難者の把握については、物資受け渡しの際に避難者カード提出の有無を確認することが効果的である。また、自治会長などの巡回を通じて協力を得ることも検討する。	
□近隣住民内での安否確認の実施	
➤親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難の把握のため、近隣の住民内で安否確認を実施する。	

<p>③ 食料・物資の配付や情報伝達</p>
<p>□避難所運営委員会と運営班の設置</p> <p>➤発災後24時間を目標に、避難所運営委員会と運営班を組織し、在宅避難者や車中泊避難者も含む避難所利用者全員による自主運営を目指す。</p>
<p>□情報伝達</p> <p>➤車中泊避難者や在宅避難者に対しても、避難所の掲示板の小まめな閲覧を促すとともに、防災行政無線（同報無線、戸別受信機、防災ラジオ等）、広報車・拡声器の利用やビラの配布、電子メール等などにより、食料・物資の配布情報等を周知徹底する。</p> <p>➤避難所開設の広報にあわせ、食料や物資の支援について、支援が必要な在宅避難者や、避難所に入りきらず指定避難所以外に避難している避難者向けにも広報する。</p> <p>➤車中泊避難者や在宅避難者への情報伝達においては、避難所における運営者が連携して、食料・物資の受渡し時等に確実な情報伝達を行う。</p>
<p>□水や食料等の確保</p> <p>➤車中泊避難者、在宅避難者を含む避難所利用者の全体数を把握し、飲料水や食料等を確保する。</p>
<p>④ 健康管理の徹底</p>
<p>□健康被害への予防対策</p> <p>➤避難所や車中等での生活においては、活動量の低下により血栓ができるエコノミークラス症候群などの健康被害への予防として、十分な水分補給と、同じ体勢で長時間過ごすことのないよう、定期的に体を動かすことに留意する。</p> <p>➤エコノミークラス症候群の予防として、カイロや弾性ストッキング等の血流を保つための備品や避難所や車中で使用する（足を高い位置に置ける）台座、段ボールベッド等を確保し、使用する。</p> <p>➤特に車中泊避難者へは、保健師等による声かけを積極的に行い、体調の管理を行う時間を確保するなど、エコノミークラス症候群の予防に努める。</p>

<避難所運営ガイドライン「感染症対策編」>

令和 2年 5月 9日 作成 (防災課)

令和 3年 4月 1日 改訂 (防災課)

令和 3年10月 7日 改訂 (防災課)

令和 5年 9月13日 改訂 (防災課)

令和 7年 3月18日 改訂 (防災課)

編集 岐阜県防災課

tel:058-272-1111 内線 2844、058-272-1124 (直通)

fax:058-278-2522

HP アドレス (くらしの防災) <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/56517.html>

岐阜県総合防災ポータル <https://gifu-bousai.secure.force.com/>